

所得税の確定申告・住民税の申告相談が始まります

平成29年分の所得税の確定申告と町民税・県民税の申告相談が2月16日(金)から始まります。

毎年、申告期限が間近になりますと各会場が大変混雑し、十分相談することができなかつたり、長時間お待ちいただいたりする場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力をお願いします。申告期限は平成30年3月15日(木)です。

【町での申告相談・税理士による確定申告相談 会場：町庁舎4階 講堂】

内 容	日 程	時 間
町職員による 確定申告・住民税申告相談	平成30年2月16日(金)～3月15日(木) 還付申告のみ2月14日(水)から受付します。	午前9時～正午 午後1時～4時
税理士による 無料確定申告相談	平成30年2月16日(金) 2月19日(月)～2月21日(水)	午前9時30分～正午 午後1時～3時

注意

次の方は相談内容が複雑なため、町での申告相談・税理士による無料確定申告相談ではお受けすることができませんので、諏訪税務署での申告をお願いします。

- ◆青色申告の方 ◆資産の売却や交換をした方 ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
- ◆所得税、町民税・県民税以外の申告（贈与税、消費税）をされる方

【税務署での確定申告相談 会場：諏訪税務署 1階】

内 容	日 程	時 間
確定申告	平成30年2月16日(金)～3月15日(木) 還付申告は申告期間前でも受付しています。	午前9時～午後5時 申告に時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。

※税務署・町庁舎ともに土曜日・日曜日はお休みです。またお昼休み（正午から午後1時）は受付できません。

◆確定申告、町民税・県民税の申告が必要な方◆

【所得税の確定申告が必要な方】

平成29年中（平成29年1月1日～12月31日）に、次の所得があった方

- ①事業所得、農業所得、不動産所得などがあった方
- ②土地、建物、株式などの資産譲渡による所得があった方
- ③給与所得者で、次のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超えた方
 - ・2カ所以上から給与を受けていた方で、年末調整をされなかった給与が20万円を超える方
 - ・給与所得、退職所得以外の各種所得（不動産、配当、報酬、原稿料など）の合計額が20万円を超える方
- ④公的年金等の収入金額が400万円を超えた方で、所得金額から控除額を差し引くと残額がある方

【所得税の確定申告をすれば税金が戻る方】

次のいずれかに該当し、所得税が納め過ぎとなっている方は、確定申告をすることで所得税が還付されます。

- ①医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②給与所得者で、年の中途中で退職したあと就職しなかった方で年末調整を受けていない方
- ③予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

【町民税・県民税の申告が必要な方】

平成30年1月1日現在、下諏訪町に居住しており、所得税の確定申告が必要ない方で、次のいずれかに該当する方

- ①給与所得者で、給与以外の所得（20万円以下）がある方
- ②事業所から給与支払報告書が下諏訪町に提出されていない方
- ③公的年金等受給者で、年金以外の所得がある方、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける方
- ④国民健康保険の加入者、児童扶養手当の受給者、県営住宅入居者など、所得証明が必要となる見込みのある方



◆申告相談の際 お持ちいただくもの◆

◇印鑑（認印）

◇所得の証明となる書類

（例）給与・公的年金等の源泉徴収票（複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票）
収支内訳書（営業・農業・不動産所得のある方）

◇控除の証明となる書類

（例）生命保険・地震保険料控除証明書、身体障害者手帳など

「医療費控除の明細書」及び領収書（必ず人別・病院別に仕分けし、明細書を作成してください。）
セルフメディケーション税制^{※1}の適用を受ける方は以下のものをご用意ください。

- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・対象となる薬の領収書

健康の維持増進及び疾病の予防のための一定の取り組み（下記の①～⑤のいずれか）を受けたことを証明できるもの
（例）・健康診断の結果表のコピー（結果の内容部分は不要）
・予防接種の領収書（原本）

※1 セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病の予防のために ①特定健康診断 ②予防接種 ③定期健康診断（お勤め先などでの健康診断）④保険者が実施する健康診断 ⑤市町村で実施したがん検診のいずれかを受けている方が、対象となる医薬品の購入費用を1万2千円以上支払った場合に、所得控除を受けられる制度です。

（購入費用は年間10万円が限度となります。従来の医療費控除とは併用できません。）

◇預金通帳など口座情報が分かるもの（所得税が還付される場合に必要となります。）

◇前年分の申告書・収支内訳書の控え

◇「個人番号確認書類」と「身元確認書類」の写し（コピー）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写し（コピー）

【マイナンバーカード表面】



【マイナンバーカード裏面】



※マイナンバーカードの申請については、10ページをご覧ください。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

「①個人番号確認書類」の写しと「②身元確認書類」の写し（コピー）をそれぞれお持ちください。

①個人番号確認書類

- マイナンバー通知カード
- マイナンバーを記載した住民票のうちいずれか1つ

②身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

＜確定申告書の提出先＞ 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22

＜確定申告に関する問い合わせ＞ 諏訪税務署 個人課税部門 電話52-1390（自動音声案内）

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231・232・233）